

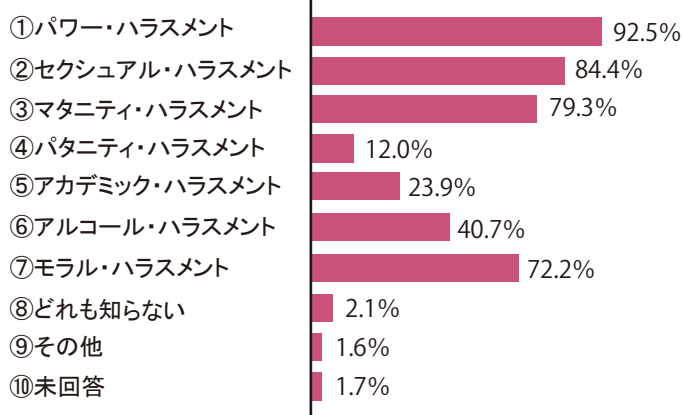
お互いを尊重できる社会をつくるために ～さまざまなハラスメントがあることをご存じですか～

ハラスメントとは「嫌がらせ、いじめ」のことを指し、他人に対して意図的に、あるいは意図せず不快感を与えたり困らせたりする言動や態度のことをいいます。ハラスメントの種類は多様であり、職場や学校、家庭などさまざまな場面で相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えといった発言や行動が問題となっています。

下記のグラフは、さまざまなハラスメントの認

知度について、令和4年度に実施した第7回市政アンケート調査の結果です。「パワー・ハラスメント」や「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」「モラル・ハラスメント」は認知度が高い一方で、「パタニティ・ハラスメント」や「アカデミック・ハラスメント」は認知度が低い結果となりました。

問「あなたは、次のハラスメントを知っていますか」



- ①主に職場での優越的な関係や権力を持った人から、身体的・精神的な嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ②主に職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われたり、それを拒否した人が不当な扱いを受けること
- ③妊娠や出産、子育てを理由として嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ④主に男性労働者が育児のために育児休業・時短勤務などの制度の利用を希望または利用したことで、嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ⑤教育や研究の場で、教員や職員などから優越的な関係や権力を利用して、嫌がらせや不当な扱いを受けること
- ⑥飲酒に関連した嫌がらせ行為や迷惑行為を受けること
- ⑦職場や家庭において、倫理や道徳に反した言葉や態度などによって、精神的苦痛を受けること

これらのハラスメントを引き起こす要因としては、職場のコミュニケーション不足や、自分自身が思い描く固定的な観念や慣習、本人の無自覚などが挙げられます。自分にはそのつもりがなくても、自分の言葉や態度一つで、知らないうちに誰かを傷つけてしまい、差別やハラスメントをする側になってしまうことがあります。そうならないためにも、相手は性別や年齢が異なることはもちろん、性格や生き方、価値観など異なる内面性を持っていることを意識しましょう。自分にとっての当たり前は、相手にとっての当たり前とはならないことを意識した上で、相手の立場に立って、自分の考えや思いを伝えることが大切です。

また、ハラスメントを受けている人の中にはハラスメントを受けているという自覚がない人もい

ます。しかし、ハラスメントを受けた状態で我慢し続けていることは、心身の崩壊につながりかねません。辛いと感じたら我慢せず身近な人や専門機関に相談してみましょう。

ハラスメントはしている人、受けている人だけの問題ではなく、それを許している組織や社会の問題です。また、名誉や尊厳を傷つける人権問題であることを忘れてはいけません。私たち一人一人が、お互いの人権を尊重する社会をつくることのできるよう、今一度自分の言動を見直してみましょう。

津市としても、市民の皆さんにハラスメントについて考えていただく機会をつくるため、人権講演会や市民人権講座の開催、広報津などを利用してさらなる人権啓発を進めていきます。



人権相談窓口

津市人権課

みんなの人権110番

三重県人権センター相談電話

☎229-3165 FAX229-3366

☎0570-003-110

☎233-5500

インターネット
人権相談受付窓口

